秋草

十四

坤

ワ 3
6478
2上

門口仁胤
2325
巻 2 止
門 ワ 3
6478
巻 2

秋草下

衣服之部

一十徳　ゝ世ハ醫者ゝ刺髮のゝ多ゝ若ハ俗人ゝ
ゝれをゝ多ゝ又ハ儒ゝ子もゝ多ゝ也ゝ白色ゝ
著ゝ儒ゝ白ゝも黑ゝ用ゝ帽ゝ子ゝ十徳の上
ゝ帯を仕ゝ袴ゝ人ゝ大振袖ゝ袴ゝ袴
の上ゝ十徳をゝ元日ゝ元日ゝ袴ゝ
ゝ入られゝ十徳をぬきて元日ゝ
ゝ十徳の裁法ゝ
袴のゝ　ゝの徳をぬひ也ゝ也ゝ

押山家藏

あり是ニ具しなる孫ハなし皇帝又ハ王孫なとを
毎こて常にして一度もなくて服ハ廃之十作ニ袋を
付るも今も京都ニて一統もなくてかきり
とのこれを公家ニ武家ニても将軍家の法てしかきの公
公家也さ世襲有の公家も用し裁縫に高礼雅
始終かヽるて縫ひ色とま具く二段して也と正々ハ
華やヽ用ひを十徳用しきれヽて平くけにして縫くて
法ひ常をせましもちらし公家より分別のとりて
せらにこれとも実ハ用ひしもの也今ハ俗人曽てもちらし
右の事しかるとしかきの是又まらをいつへし

一羽織ことハ古ハ胴服といひし也ちやうけ縫くし今の
きのうどもやり服にて名也後にこれを羽織と云ふへし
又直裰とも云ふ物あり是ハ天子乃至の用ひの様ニ物之胴服とハ
別のもの也 貞丈雑記ニ 訓読にて羽織ハ以下ニ夫服より為の
胴服ニ織るもの也ことなる也その形ニ似せて裁縫
しかるものにかれ羽織と名付るにより是ハ羽織を
文字ニ付て遊りおし如しなる直綴之羽織也
やくハ羽ニ付てあて字ニてかくなるし実ハちからと云
て羽ニちかひて書る也あをひとして羽ハあをひ
といあふぐとして羽にてあをくといふと同例之

[illegible]
[illegible]れども源氏の第の中ふくろの中に
[illegible]かしつるなんめり又南石のたふかうのう
[illegible]のしつるもきこえられる皆敬の字也
[illegible]はたちきるふねのたるるもの[illegible]
らのすたるふるえも伊勢よりたまふ[illegible]
かけふろうるふ同じ詞也胴被をうつる
[illegible]常をせをしてうるかけてうるふ
[illegible]それを詞みたるもうるもの
[illegible]の字也ずしておさくして放ちうるゆの名

なり[illegible]胴衣の字は詞あてあて字ふたるも
一小袖とふはまて袖のかたちなく袖をふかてて綿
入れも単物かとこれとも袖の下ちきふ小袖ちれも
今は綿入のを小袖とふるふ小袖とふ名
衣袖ちふ号して也衣とも袖とふも同
袖て袖は衣ちもけ結くはの長ふ
かくふ袖也衣はそれとも長くしつ袖
小袖のやうて長の袖をぬひ合せをして袖
をもんの方遠あけて通ふ袖は大ふて富小
して廣袖とふ入袖也こうの大ふる袖は著て

小袖とかゝる裝束をもてなすよ京小袖をかりきてその
上なる衣をもかりきるも時代なりし裝束の形なりて
先しもこれ上なる裝束をもかりきる色小袖の上なる裝束と
なるかの小袖色々世武家なりしてい書の衣冠をも
衣袴をもかい書きまゝ

一 嘆平日ごろ古き狩衣ぬきとかゝる一条兼良ら
後成恩寺殿の作の尺素往来なる練絹とあり絹を生糸
狩衣さる小して絹を糸なりて織り布絹と言
古文中小絹をもかるもあれども貫の字用た
るを絹と言ひ絹絹よりの狩衣ぬき

のゝ色の狩衣ぬき色さらい地ちがちて
白あゝの色い地平ゝしてある色てこう色人世者で
らの狩衣ぬきをさらのゝ色ゝしめ色ゝ絹なる絹
さらいのゝ色ゝあゝ色のゝめるゝ色ゝさらい
いのゝ色ゝ色ゝ狩衣ぬきい色ゝ色ゝ 袖節として一面ゝ
節をゝ袖ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ
又古婦人ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ
れたひもし。これ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ
ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ
ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ

振りぬきに昔ハ家の紋なとを縫入る事なし無紋
袖の下と脇ハつけに筋を縫て五所に家の紋縫入る
なり又宗五記并外宮所屋の代に記し有所もあると
筆者も不詳 小振袖ぬきを以て
礼服とす 今ハことに花飾なる事の布ハ紋襟
なる白子ハ先ほと人もあるへしなる所の侍かなき
小袖のしちとなしなるをいへし 又のし袖
あらたなき 事と文御成次第故実に記ス 伊勢
の袖のなりハ男女の上よりたる人の自然にし
らん 将軍家女房さく年末八日にも有し正月吉日乃
年の時迄のしはしよく後のしはしくはなきのし袖ハ先あつて
花華なる事のなき故むかのしハ男ハ先半るなとのまてあり
し也 女子も今なけてハ先今もし也
当御家にてハ四尺以上をは立佐にしのし袖とは制法を
さしれる事に今世ハ男の様子のしはとする也制法
なる上ハ悍らす誰ものし袖をとさにそれの時世くの掟
一 無地のし袖とらふ御振袖も袖下にも筋なきをとふ是近世の
その昔の振りぬきハ惣小筋を縫事なとをくに袖の下と
振斗小筋を縫事之袖とし振をかけても筋ある事を古風
のはりしる事之規事に 近世振を筋ある事を振への事と

いひならハして婚礼にハ無代色とゝのへずみえならして
不用之無地のし免を用ゆるハいふなりあり古法か
ありとも不存名目なし婚礼無地のし免用ゆることなり
古き武家の礼書にハ見えさる事也婚礼にも今ハ世上
小兼く多く用ゆる事なれ古實にハなしとて押る
殊小節あるをえて人のいとやへ行ものハ人氣にかけるとし
まれに無礼なる所世の事なりし不法ならし是のと
なすを世の人とそゝりなるなりし　右ノ事て古實に
叶さる事多けれとせんうさくて世に老くふ
なり多くなりし小背けハ無礼になるなるなり

一今世婚禮にハ必無地のし免かちんの上下にて持たる筋を用
ゆ無地のし免ハ右にいふめしかちんの上下と定めある事
武家にも古き礼書にハ之本子ある筋のなきも　同前
なるとも荷えさりし名目へ怯無用ともなきことハ
近年のならハし也武家實にもなき事とも世に用ゆ
人の多くなり事々に随て法のめくりあわする
かゝるのなる何れも草なるとをかゝるとしもいふかく
一かちんとハ何なる裏なきといふしとハ薄くてひろ包し之
清服の帳帷もいろし也机帳にあるに錦もかへしらく
とかゝるに納るとのを包を結ひ入帳といふ生ならる

抱也其所為解の為にあるべき也古より麻の衣は物
きるの定まりなれば古今ともに物しきるの衣とも
あるべきなれども麻衣はきくべきなれ
よりあり所絶れども其の暑さ堪がたくせんかく
なるべきなれども小袖にてきくべ侍るよ暑く麻衣を
なるべき也因て侍るよ是を為に陰なる為陰なる
及べし自を用べし侍るべし白をもちるべき也
右惟るべきなるのなれども是れ陰なる陰なる
古は五月五日小袖なる白なるべし
不定もるべし此の条衣裳乃智為陰の条

一宗五記に云寛喜元年の命の日三月中は袷なるべ
小袖四月より袷を用べし中略五月四日迄小袖五日より男元
かなひ女中元は殿中はすべしうちの袴ぬき
とも是しかるべしまきもまきべし裏六月終より七月
中迄かるべしとも是しかるべし八月朔日より又袷ぬきも是
しかるべしまき男元は六月終より袷をも
あるべしかるべし九月朔日より袷今は伊勢宗五記
なるべし 九日より小袖を用べし伊勢の小袖を各用べし
十月末の子小男女ともに小袖を用べし後中

出てのち也但京中大略此分よりみかるべしとの
説しかたなるべしたゝ[illegible]
と二説よりいまだ[illegible]
級をきあらたなり　女房児ワの元ものい
然り年毎に男ハ[illegible]
あるも白きのゝ[illegible]ハ似合ハ因一切よと男の装のそれハ
右ハ京都将軍時代[illegible]
七夕八朔ハ白かゝ[illegible]
左の文にて知るべし　五月五日[illegible]
かゝ[illegible]
常[illegible]

七夕八朔より白かゝ[illegible]七月八月[illegible]秋の季也
秋ハ西方金氣の[illegible]也　金の色ハ五色より
[illegible]白也此[illegible]白帷子を用也[illegible]
の説[illegible]　五行より[illegible]
衣服の色定[illegible]赤ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]　右の説秋の一季より
[illegible]
通用[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

かゝ沒紫色は白きを用ひさして赤色なり
如名はみひ色 紫色 とゝて 彼者の衣裳の色なり
彼者とゝは父母兄弟なとゝ死してかゝるしるの用素服と一名
喪服する人を云紫色は素服なり色
うす墨色ともゝ也 ゆゑはみは 武色をかりて色なり
用色なりとゝ也 ゆゑとゝは ゆゑとゝは礼の道也
一 足袋とゝは今世は木綿足袋を用ゆ 古は草足
袋と武靴記とゝは足袋とゝは 廣中へは出先は
りくはたきゝ事は之故華思華とは不用の者き
者とゝ小故と貴華なとゝは用なとゝ 宗五記とゝは足袋の
ゝ廣中へとゝは先はりてはいえたきはりとゝは出先

一

ゝ 貴は必出先は足袋を足袋不ゆゑ人を同朋は出先
世法なとゝたきはの人の四元也とゝの出先とゝなれは
いの粗毛皮の革ふきへ革をは不ゝの用軍陣とゝは
ふきへ革ふるへとゝ今世も 廣中 出家へ
は足袋をきて出るとゝは 禁制なとゝ足の寒ゝ而あゝ
人は出先を為ゝてもとゝ也とゝ為ゝて素足を為て
靴をとゝ也 足袋は 仏ゝ為 武家ゝ為ゝて古とゝ素足を
とゝて足袋とゝを云れとゝ云ゝ風とゝのるゝ
為武家ゝ礼用ゝかゝとゝ而不とゝ
一 合羽とゝは 古代なきゝとゝの者は 蓑とゝ云

太平記巻十八 越中ノ府里見伊賀守義堅ノ事

て義堅ハ人を人を金ケ湾の後攻の為に敷かせ給へ
共高名の野伏共の用意をして物と具の上に暮坐
をなさる宗五記に云高瀬と云ふ所要害よりあんかけ
られ山ハ尼及中山ハすい山嶮に
て一所高ク陰も吹ふきかけられよりよりれ
ばを法体の元も暮を見しかるに今世暮第をて
切例まれをも暮を見て彼第を暮第を
以習一番高麗長の仕る阿葉陀国の人高
黄を為に日本へ渡り来る彼阿葉陀人と云

衣服に袖も無く振廣きものあり其をのおれ
人間に カワハと云ふ 武方にてその カワハ似せて紙
を飛り 油引て カワハと云ふ物 今坊を合羽
と云ふ物を 後に 袖を付る紙カワハ也
み中綿合羽 雨 所の合羽と云ふ 阿葉
陀の用ふ字 武方と 遣 遣 カワハと云ふ字
之 合羽の二字 武方ふ字 字に
意味也

一家の紋 紋 衣 紋 物の種 紋 物

帯のごとき小上袴なる法衣を袍（ウチキヌ）と云ひ袍に綾を
用ひ後その後より桂その織紋あり天子の御紋
黄櫨染と云ひ桐竹鳳凰麒麟の御紋（紋元）あり麒
麟と虎豹とは唐土にて徳政あり赤色にして袍
より第唐土第小官の四小第の紋を人臣の袍に
或ひ浮線綾の丸或ひ雲鶴或ひ狩猟
赤色紋を付外衣にて定めて用ひ紋を異紋
と紋なり今象の右を象と云ひ武象と紋ひ旗幕の
目なり也是保元年以後今我と成り始
しなり元後より旗幕なりても衣服なり

紋付なりよりなり也宮中の袍に云ふ万歳楽
平ひ織物紋定白あ如やはたもきを袍を
いろ小袖にて出仕なりさ紋なり是ひ来
山鹿義路時代なり法衣定あるをこれいそ
法ひ衣服ひ象と成より隠なり何紋なりも付也
後世より心象と紋と和ひ分ぬるよりなり也

一時服なり名目上古なりひのしるべ祿令云凡親
王年十三已上皆給時服料春絶二疋糸二約布四端
鍬十口秋絶二疋綿二屯布六端銭四貫文續日本
記巻十二云聖武天皇天平八年冬十月戊申施ス

唐僧道璿波羅門僧菩提等ニ時服上

一 弐衣ハ昔より有り 拘尼師壇ニ源平盛衰記巻四十
法皇御幸小色御所ニ入御ノ事 ハ疫色衰へたる老尼の弐衣
とて小濃き墨染の衣を着たりけるを云 今
世武家ハ蓮性法師ハ白い袈裟へのよろい小
かさねをみこさへ用ひる矣いとをかしき
一 白衣ハ礼拝を為して袴ハうへ為
し 也 今世袴ハ白衣ハ礼拝ハ袴ハ
源平盛衰記巻十三ニ
上ハ大口ハ白衣ハ小白衣ハ長押ニ掛けて云

第元の手拭ハ小袖を云て上ハ白衣と云 装束
束ハ小さしぬきの袴を云 元日ハ白衣を為也
白衣とハ元日ハ白衣ハ子さしぬきしぬ子
白衣いうぬきて小袖をあしらはを白衣と云
武家ハ古儀束のハ小袖と為 今世武家ハ五位以下の人
小袖為ハ元日ハ刺撫なり
ハ素襖ハ為ハ白衣ハ袴ハ白衣ハ今世の用
ハ白衣ハ
一 役引ハ古ハ白衣ハ袴ハ

車縅ノ二領（青ハ元ノ有ナシ）ノ股解皆ナ差長八尺ノ串ニ召愛甲
三郎射給テ股解ハ二ツヌキ也（解字ハ字義ノ解字治拾ニ）
卷ノ六ノ佐藤ノ嗣信ノ郎等佛信ノ物語ノ条ノ昔
無双ノ佐藤ノ嗣信ノ郎等ノ者アリケリ中ニ（略）五十ニ成ケル
大力ノ者ニテ二ツヌキニシテ射ケレバ矢ハ二ツヌキニ宗五記云
三寸根ノ者ニテ二ツヌキ脛ハ十月五日内裏ノ儀ノ終ノ
法成ケリ三月三日遠江用ハ二ツヌキハ股近ク角ニテ二ツヌキニ云云
ケリ云ハキヤ云ンノ事
一脛ノ又ハ二ツヌキニ云ハ字ハ脛中也和名抄ハ脛中俗云
波ギ岐ト有リ宗五記ハ文者ハ又云雨ノ道悪ク脛
ハ

一元ハ尾籠ノ事ハ
一晒ノ事ノ古ハ用ナシ云云又ハ
帯ニ云又ハ二ツヌキニ云ハ一ツ有ル也結一幅
ヲ云ハ若狭ノ物ノ義ニ記ス新羅ノ
縅ノ事ハ記サレ一ハ小ク一ハ多ク云ハ也
ハ家物語ノ一ノ巻ノ云ハ
云ハ云ハレハ平ノ也ヲ保也
ケリ自ノ下ノ

元ハ内裏ノ内ノ各ノ内ノ元内裏ノ
大口ノ事ハ元ハ袴ハ袴ノ袴ノ袴ノ
云云ハ尾籠ノ事ハ

ていのまふを十人たかうし一たつを小思ひ名所地を
ぬきをきあつなをの紀まつ山ゆるれふのうこえこ川
きをいれこいきもつてせ(云云此上たつなし沢鬱阿 将軍義輝)
公(同朋也)ゥ光を小将軍此ゥ殺こ自縊を記一あふ東小
世をぐのおし一とあう 清水筆裏記巻十一 (巻)
絶後布引のよ云絶後小舞のか常かき傷ゥ化こ武尺
滝ゥ入条
八すこたカ陸ゥ秘義をけふを振るもたんでをこ
右ト号 和名抄ゥ唐韻云 松職容ノ反唐韻同ゥ楊氏漢語云
松子毛乃之左乃大不佐岐一云糸子
小褌也毛乃之左乃大不佐岐ゥ毛い褌鼻褌也
たぐ はをの海のふかくたうさ紀ゥ字治

拾遺巻十二 (哀)かゝ殺の為ゥ白きたうをたふ紀
まゝををてかゝ鉦左方小ふきをてやをゥふ女牛小
家てゥこ右たふをき 今も安房ゥの人小ぬんをゥこ法
たふさ紀をゥ也 古小人小多ふさ紀をかきてそれ(せ)
上よをたゝ小海を見ゥふ之をたゝのを小褌ゥ犢鼻
褌ゥも云ゥの祇の牛の鼻ゥ似ゥ海底 和名抄ゥ褌音昆
和名須万之毛能 一云知比佐岐毛ノ乃
ゥ云小犢鼻褌ゥ也 此三字ノフサキト訓小誤也和名抄ゥ違 清水筆裏記
巻十五 (治承) 治川小ゥ海をかきゥあう 褌小多け
結くして 褌の色をまをゥ 褌也以上褌又ゥ

湯具をもつかうまつりける人は湯屋より御のぞみの物
の弟をかしすべき所をあらしめんとて湯あびらるる
必弟をいきつえくに湯より入る所に湯具
掛まゐらせ給へとて御前の物語に給へる也 枕草子第三十段
後京極殿御やくきとて文あり それ馬のふも
給へ かくてんいげふもひしかるべき世なれども
たいふこしへふもの二音を文せたる音なりとて
いきつなをなくこまの足よりひて 馬の
なをのきの給へる所に樂のまよほうこしかけてらるる物きたの
詞をなをと
云たるなり

一 女し湯具をいたしもらるる物也后宮御日枕草子
の蒙とあり 先年給へるとて
とりなをと申給ふ御事也 為ふとは給ふ御ふみ

對の屋をいたしひなをして 御湯ひ給ふ物
はよ 波多ふ杉のもとをふよりの代としなれきて
なるや 三月の御ものとなるかうまつりこみこと
もへなりと云

一 女こと衣服を世よい地白地赤地黒地にして色しの礼紋
を深てその内こふ立色の糸今糸をを交てぬひ
こと 毎月あり 先年町屋の法令地白こと
をもふものなるへし 黄い今のめくの色しの袷を
深おもてのかをきて 湯をもきて 湯をぬひ
拘し毎月如色 麓中 四記こと 義政の代政所伊勢伊
勢守平貞宗の記

正月廿こたぐご年の五ヶ日年のうちは中ゑるるふはの
くるえ領きいぬ年のうちは所様ぬるいぬんぬまふぬそくこえれ
いぬてそのご伊勢そのの国ゑるそいぬ野そのたち
ゆうしやのうちの二ヶこそてそこの海むのまるう
ぬけいてきぬゆめしいおそてい祈りぬきようち
あをくしおそしてふくをたちてうくゆ年ゑるを
かきそて高ゆうふいんくうゆてふかをそうそしてぬそこ
ひいてつ祈の出所ふこひいそを又ゑ大上箱ふゑ思ひ
物をのしいそむのの海りうぬけいてぬそこの海め
いうこ此外ゑ高ぬひいうのこんゑ

一女こ袴きゑるの古ふを袴ふ沢ゑ人々袴ふ礼
彼ゆれい女ゆうそそゆゑ思ゑ海のふゆるのきうの
ゆれこくらふ武ゆふそふきぬゆうこりようれう
これもこうれおきそゆるる穴宮法絵をゑたる越
ゆの国ゑるうこゑ所こゆ思こく物住ゑるゆを祝ゑ
ゆをけのひて袴ゑるゆうし物住をゑ系こ
くれなゆのをこしの袴ゑをこれをそうせんを
おをひそこれふ男のぬきたるをこしの袴をゑて
此女をこゆこをくゆ祈ひをくゆこんとたるをこ
ざうをゑ思ひしかけぬおうこしきあひて

たちかへしかゝぬるわざかくしけるわざの此母なり
まさしきを何につけてかたゞせんと思へる志なり
小これをとてさゝまれだると是ハ田舎の多き女が
昔母のめしつかひし下女のむすめの恩をうけて在所に
此の袴をぬきてむすめにあたふるなどいへり是
それ此の袴ゆゑしき女にてもたきまゝるなどを云ふ
なし

刀鍛之部 付短

一 短刀のうち名ハ短刀の刀とも云ふとの心（刀をさすを云ふ短刀をさすと云ふ字指と字ハ義けりなき さもといふしまたむ義なれハさすと云ふにハ棟の字を用ゆべきなくされぬも）
俗用にハ差の字刺ノ字を用ゆる　此物昔より有しものなれども今世ノめくちなきものにハあらず頃古の短刀ハ六七寸ぐらいのものにし有て近ころも巻つけず鍔もなく鞘尻を丸くして短きをトはを付けて腰にさし小にもむすびめをする也かうがひをさし無之これハ隠所にして懐の中に隠しておくす無之懐中より短の方へよせてさしゆく短刀と云ふ懐中にさす小衣彼にかくし隠しぬる爲に鞘尻を丸くまろく懐中の所へまるく出さぬやうにきるやうに結ひむすびめを常の通りに押たゝみ無也けるさしハ用心の爲に隠してさしたるもの

事記刀なる故なるかともいふ大内問答大内義興問伊勢伊勢貞宗
隠岐永正六年云記
云招提寺ハ源頼朝公御願所なるハ
自然されハ紀殿中なるへしいかゝ
るそしらす貞紀教訓書伊勢伊勢貞宗平貞親子息
云当世あるへきなるハ招提寺
なる者歟なるへしいかゝ
人尺なれたるハ上意へ対
いたれて曲事なるへし招提寺ハ軍陣地諸旅
行なるの時仮会へき也中宮者なるハ仮会なるへ
也者の招提寺なるへしいかゝ

兄天子当世なる人のかゝるひかゝ後代若き
者のかさぐし思ふなるへ文をこれハ東山殿の法
ハ部の者なる招提寺ハ酒宴をしてあるへ
腰よさ腰先なるへ今世の招提寺者の招提
なるへ部なれとも今ハ名ハ長くしたるハ
さ先の皮をかけたるを西きつぐ入る打刀と同
俗よこなるなるの祇なハ変して鞘尻の九きて
ハ緒の短きなるハ昔ハ名なるへ源その外なる
むこうハ遠なる

一小刀先も苦なる有なれとも今ハそのこなる

大小遠ひ有り打刀は長き拵をれふそれよりてへて
少刀とも也さて有け短き脇へ指物有なを
有とも有べく又さて海きさやはきさやよりも
きさやと云者　又さて海きさやきさと云説の
の異語なり短くて　又脇刀又脇拵有なを云ふ一拵なり
刺一番も刀有り
又刀とも刀とも也け拵古は有け是短く七八寸斗
或は是人を長き限りとも也柄は鍔乃後をかけ
て有りても革にて海の子を有り目貫也是は入
まきさやは是は方より切るもきを下緒を付小刀から
のいをさす也又はうさやとも云ふ唐木ふしてそう
か孫入を有も有り是古の武士乃ふ是を常を有るの

今の人乃少は組拵をもちゆ今も拵乎の拵より大名の
海孫をもちゆ付しても有ふこの脇刀人等の風俗を後に有る
也今は是を巻きは是入を有けもくもちゆ古のサカ
とも大より遠有るかはよ物也
一刀のす今世刀とつひて組拵と一具よりさ一ちゆる拵を
古は打刀とつひて刀ともいふことの古より刀とひ定所
の刀とくかりいひし
ふよりは脇刀のる也　宗五記はこの有り古き武家の礼を刀と今の
拵刀　結て　はを
拵刀　結て　はを
はきをこの　のすの人　拵乎今の刀拵を人の拵
有ふさして礼をきこの有り是ふ有きるく打刀を

世変して人の好みてさしかへ古きを刀とひしらしめ
今世を刀とふるものと遠ざ
をもつかすして
乱れ〻〻

一 大小をさすは人世に刀を振指らをさすをさすを
いふ也宮所食ら給代の間に刀をもてうんぬんの所に振
刀斗をさして其刀をもむ備の者より指也大小をさ
すは信長秀吉の比戦国より始りしなり
角し或は井上氏平氏より云也第四流造る大国に隆
家一貫より秀吉に伝しうつし付秀吉云
就造寺より節に久しくして鞆面に家等に移る話
具足屋也とて也流造りと運矢筈に成りより

廿九就造寺より来る刀指をぬき流造寺より可指
より節先に成りのひし也流造る跡より大小を指上り
ものとなる也大小とは鞆の時より
一 鞆巻方のものを無たるを鞆巻方と云
是に成あやまり也古来の方といひし也古鞆
巻とひしに腰刀のものを既より云やうに方よりさや巻と
いふのは古文之柄を巻て出来鞆より
巻方と成る故糸巻方と云方糸とあるは
此事也さや巻方と云はあやまり〻
陰と方陽と方と云ものの事也

野劔 一名平劔ノ方又モ板形ノ方トシテ方あり是を俗ニ
又革緒ノ太カトモ云
歩府の方と云ハ又ノ音ヤウトなる似あり是を陽と
云遠へ歩府の方を陽の方とし引ハ陽
の方あり陰の方も有へしして右より方の糸
方を結て陰の方とし引ハ多なり
陰の方陽の方とする者て左をよりきるべ
方を右山科なとも右きるべを世江戸の人乃
いひ引あるべし也

一少力よりすかるがいい并の字を用ることも有字よりあり沢
和名抄の冠帽ハ ノ具の部ニ擢髮と又辰の字を

和名加美賀岐と注せり冠帽具ハかんむりと有るしの
乃ものとなるべし此乃具の中ニ加美賀岐を入る而是
冠帽ハ乃ものの総名の名なるべ乃具ハ
なるべのゆへなり加美賀岐と云同物にてカウガイと
云也昔一条院の内時実方中将いうるいきとう
あるを行成の冠を折て小屋よりなげすて
行成ハ恥さいたして後ハ冠
もせて出ようかるべ
しとの十訓抄孫さんの紀あるこそ是
かるいい誓を作るべ乃具ハ乃ものの也

[illegible]かいの古月を知すしてあらぬるとふ
用法あり行るもはよりて用色きるは人乃
心由なるへられるかうの古用は行そとふ
時は鼓を打くるものへされい鼓かきとふ
かとをうとふは神由をうたひとふは回伝也
きとい音おをなるもへうかひとふ

一 陸奥倉将軍ふ京都将軍の時代より近
武士しおりよ陸奥を称をふ武鑑記よ
元回ふ京の時代真ふ
色い京都将軍の時ふ東鑑よ将軍ふの

行例を記をなをられをふ鑑ふ建武二年
正月三井寺と戦の日士矢狭守ふ結長刀をして
敵ふよ出きをふ者ふ結長刀ふ
時代の戦よ結をふ向ふ近世ふ古代の
武士は弓矢をして働きしゆへ武士ふ元とふ
也信長秀吉の比より弓矢を捨て働ふ
裏へて弓結を以て働き一番結をふ武功の
最上とをふ者ふ
いふ者ふ
さ武結を称して自身を

ト云人々の侍どハ鋪かれし不可然き、鋪称ちゝ不庭きを云
これら古人の遺之

家作之部

一玄関ハ古代武家ニ玄関なし 佛寺ニ玄関あり
三光院内府記ニ塗輿ハ諸家諸山ニ於て許可也
但東堂者玄関ニテ乗之云々 諸寺ハ諸寺の事
也 諸寺ニ玄関あるを見ならひし也 武家ニハ玄関を
こしらへしなれども考るに古代の武家の庭
家の構ニハ外ニ築地ありそれニ大門ありて
外ニ不小門あり大門を入て塀中門あり塀中門

入れハ遠侍あり 此座の侍として蒼く板敷を押出して
ありれて云家を 今世大家の門乃内ニ幕ヲ張所といふ
遠侍とも云
所のごとし 遠侍を独板家なり 鎌倉年中行事ニ遠侍の
此等ニ当の侍あり色て武具をも細々なえ之
番所ありて 主殿ありて主殿ハ南向之 大家ニハ主殿あり是ハ客人ニ対面
不ともこれを主殿ニハ定りある桃板ニ三光院内府記ニ 西向ニ対面
要くはり今異し小家の対面所とハ出居と云 客人ありても使
者ありても主殿ニ来りの庭ニて一案内をこふる内ニ
奏者出て見ゐ請し入る也古き絵ニもよ客人と
亭主と対面して居る主殿の庭ニ侍の者乃居
る所を見てのきる所ニハ古のありさま見えて能し
絵師のかきゐるありて玄関なくてハ出来ることし

度の参りて案内をこそ申すべけれ
近いやうなれば俗家の玄関なり
申

一書院とは世俗にて武家の書院
と云古の大内裏の三度と云又殿と云小家の
方丈とは是禅門の僧の住する所を
也後世は仏殿を仏殿と云也紙子
記巻世七 永享将軍 京家条 文に伝渡判官入道遁世
都を
落て時の宿所へ宮へ入て大将を
へ参らんとて出たりて小笠の

合掌の大数とは是を変ずるなり
子盆を出して一指を垂れ頂を
韓が文集賦花は決の杖紙をこ宿を元副て
垂くと云こ合掌とは別なれども
手合の如くなる人合掌と云人世を
院と云ば有の文を合掌とあるて又別に書院と
あり是為四不合掌書院と別なるの法也是
は鎌倉将軍の代小条氏禅法を宗敬す
是利を武士も又禅法を信一翼宗師を師
とせらるるされた上の好みの為なるべし

皆経法を学ぶ所にあるべし　所々家長の中に書院と
云て仏壇を設け世俗を遠ざけ仏学
専ら学ぶべし　世俗座敷には仏像の絵を掛け
香炉燭台花瓶書物書合巻繰掛　又は
色々の仏具を飾るべし　あるべき少
なきもの書院なり　仏具は
仏
と云る所なるべし　ふるしふ
後は第四番の書院と遠く為なるべし
七世書院の云乃仏として位牌の三具足繰掛
子孫を祭る家に第四番は古きるは古き
なれども元来武家の仏壇は仏殿の仏殿
四位牌は祝儀の日なるは詞多くきるなり
祝れた今世は京きに祝ひ日なるは必ず仏を
用ゆるなれども其のものなれ　武家は
ての中変仏は申曽弓矢生涯の祝儀
用ゆきるなれ

一　座敷上段の中に座敷の上に
かけ六畳押板を設け万物を初て飾
第なるべきなれども　二人
陪食時等の事の代に　押板は
なるべし　押板は板をたるべし

引用書目 [illegible] 文 [illegible] 廊 [illegible]
[illegible] 西一東 [illegible] 記 [illegible] 廊の
[illegible] 北東 [illegible] 書院
[illegible] 心 [illegible] 廊 [illegible] 佛像 [illegible] 廊 [illegible]
[illegible] 佛壇也 [illegible] 佛 [illegible] 者も廊 [illegible]
[illegible] 廊 [illegible]
[illegible] 廊 [illegible] 佛壇 [illegible] 廊 [illegible] 佛
壇なり

一障子 [illegible] 障子 [illegible] 障子 [illegible]
[illegible] 障子は表裏 [illegible]
[illegible] 職人 [illegible]
[illegible] 師 [illegible] 色 [illegible] けざかり [illegible]
[illegible] 河 [illegible]
[illegible] 師 [illegible] 物 [illegible] 長 [illegible] 大白くかき
[illegible] 障子 [illegible]
[illegible] 障子 [illegible] 障子 [illegible]
[illegible] 障子 [illegible] 障子 [illegible]
[illegible] 障子 [illegible]

皆絵をかきたる物也あかり障子ハ薄き紙斗にて竹西
なかりし故なる物也後れハ後世に至りて紙の母ハ松
下禅尼とて申たる字を文中にかけるに有ける本を
けるなり其の障子の破れたるを禅尼手つ
からハ小刀にて切り張りしてたれたれたるとそ又此ハ
たち障子ハ昔后ハ文にて古抄之たる人は荒也の事
子（巻之十 画図部）小野の安度のおもかげ後ハ古き障子ニ小松
をかきたとえとて見よを見し乃れたるとそ又云清涼
殿の御事の後ハ古き障子をたてて昆明池
を画かせしをまたり云々

一 畳のへり古代ハ畳ニ品あり江家次第ニ云畳ノ品ハ乃
ち又云階云紺ノ畳上下ヲ天下可為也但し筵ヲ裏
折返天利付タルヲ上下紹也不折テ天口付ヲ下仁可為也
云々畳の縁ニ階級あり海人藻芥ニ云畳ノ事ニ帝王
院繧繝縁也神仏ニモ用之繧繝縁ヲ此外
更ニ不可用者也大紋高麗縁親王大臣用之以下更
不用之大臣ハ小紋ノ高麗縁也僧中ニハ僧
正以下同有職非職紫縁也六位侍黄縁之諸寺諸
社ニ諸末ニ皆用黄縁云々四位五位モ多ク用紫
縁也今ハ今世ちかくて武家紺縁をも用中々の階

級の定の外也[illegible]の者より[illegible]

一長押[illegible]の[illegible]長の[illegible]

[illegible]長押[illegible]

[illegible]長押[illegible]

[illegible]長押[illegible]

[illegible]

[illegible]

男女[illegible]

[illegible]大[illegible]

[illegible]長[illegible]

長押[illegible]

酒食之部

一歌数[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

餅ハ酒の肴ニなりし故初献ニ出る式三献の肴と名づけり
奥抱一色式三献出して其の肴ニて酒を進むこれ
一こん也故ニ其も御んちう座らかんさうめん也 麦
うんどん等の類ニても式三献の肴を出して酒を
参られハ一こん也是れ次第ニ宗祇法師入道説が
是の社家の沙汰ニ足利殿ニ在の節へ御使ニ是の
ハして[illegible]しれなり[illegible]なるし給ふけれなり
[illegible]一献ニちあそび二献ニえび三献ニかい
[illegible]いそせしね[illegible]かいとちハ今世[illegible]
と云抱之是ハ酒の肴ニならぬ抱也是ニハ何を奥抱を

一 式三献の肴として出し湯漬ハ無之
一 今世一盃二盃と呼を一こん二こんと心得たる人あり いや
間違也一献二こんの事ハ第ニ[illegible]一盃二盃と云ハ
古き詞ニあらず 古ハ一度二度と云し也 是れ次第ニ
追ニ一ツを是のはしられたるなる故也 くらつき
のさかこと一度せせせよして酒をさし あれハさと
一度せよせよと云ハ一盃のかせてそふ事也 然ニ三九
度といふハ其ノ後ニ献数をまても何れも出を
無ハ後段ニ云名目古ハなかりし也 何を
出しても式三献の肴を出して第一こんとなす也 後段など

いふ事ハ田舎之風之第献といふ事を知らぬ故也

一 盃二ツ重ぬる事今世ニ嫁取ニハ何方ニても三方に盃二ツかさね置て出す事あり武家ニてハ甚だ嫌ふ事也 段切る人ニ酒をのませる時ハ必盃二ツ重ねおして二盃ツ二献のめる也 のこる盃ハ始せて座之文献ニ大将の首見て実検して後の首ニ酒をのませる時も盃二ツ重ね置て出す也 何れも右実と飛法 されハ此家ニ盃二ツ重ね置て二献のむも忌む也 武家ニて是を忌む 何事にも忌むる文字 嫁取ニ人を切る段人首切られる者と同し

あ川かしこまる事ニ甚だ気たる事と也や

一 盃を伏せて座する事ニ甚だ忌む事也 今世ハ膳部の後ニ盃を伏せて座て出る事あり 之武家ニてハ忌む事也

一 三方ニ盃を世ハ平人盃を三方ニ出す事有 三方ハ本ハ神前へ供物をのせる器也 三方ハ陀方伝

盤据る器也 大将之下ハ四方 大名ニてハ三方也 又云 如縁ニ三方ハ六位以下人ニ用之云々 四方ニ眼 [illegible]

家あり眼家ニハ [illegible]

くさる [illegible]

あるる [illegible]

不用之六位以上人ハ [illegible] 宗五記ニ云 [illegible]

家々流太刀家ニてハ此画図ニ有ことく也太刀の三家流ハ
三方ニするなり武家ハ角の折敷ニ用ゆるハ大臣家なと
公家武家へハ出され候也此外ニハ角の折敷とハすみ切かく（のおしき本具ともいふ抑之）
足付の（折敷之）又云御供の人ニするも様の類ハ座中ニてハ三方
様ニ摂家太臣の御膳ハ皆四方ニ御卿ハ三方摂家大臣
の御流儀にて候武家の御供衆ハ一此膳立も役者
として度上人ハ三や時の乙此武家の此御伴の時ハ
三方様ハ出家四方三家ハ大中納言ハ三方武家ハ足付
此膳立ハ此作花ニて（足付とハ足付の折敷之無世本真ともいふ也）足をおいて
無作無文の物きとの三方なと用申しきるなり

納言ハ足付ニして今ハ役者も大臣の差別なく足付
の折敷を用ゆる事もなし かるかるしき事の事ニて
無世役者も大臣ニ三方ハ人ニよても又其の作法も有
世人の膳ニも有る次第ニ有之故の害ニても無之候
事ハ古風ニ役有事との大事なり
一 銚子の柄を包むる事古代ニハ有る事也今も摂家ニ（御三家并軍家也）
てハ包まれまする事も多し大臣家流武家流ニ
（丁人大臣家武家流なり）云銚子の柄包む事當流ニハ有るまし
異様の（時代也）室町殿より銚子柄包む事座中ニハ有るまき
事也其後の銚子の柄の包む事武家流ニ云

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

皆かへし汁にする也左様ハ湯して食物なく
入らぬ為なりさりとて上る也飯もかへし汁にハなく
して参る故なり平生なる也先ず事しらぬ之化
為に無ハ飯をあれハ塗もの物や椀に飯をもる
ならハあり椀ハ蛤のくて飯多の入子物なる故
上る臺に及ぶ物なる之又飯をもりてあげる臺にもる
加式にハ遠きもり上る臺を外まだ左様に無之
一 椀に平皿臺皿際なること前を式正の膳にハきらひ
皆左様に臺する也者共汁の多くある物ハかへし汁
またこれハこれなる由く椀の蓋にてかへし汁物に盛之の

かへし汁物の平きなるにして平皿を作りてかへし汁物の
代りのきをかくしてつぼ皿を作り為なり
そのかへし汁物にかはりとして白きをそのめく細く
削りて膾にしてかへし汁物の中に見る又平皿臺
皿にかへ細く上るき筋あるハかのかくしを又は
膾なるとしあるの膾するの器ハかへし汁の中に椀の
本の膾を盛にまく形をとりして作れる之左様
にハ必膾をも盛にして至物之器をする坏と云也
坏にハかへし汁の中之膾をしてよくさも作る坏
ともに皿の盛を膾せた盛ともにかへし汁にて作り

付よ[illegible]ふ天ふ[illegible]法[illegible]用[illegible]也
薬の焼物[illegible]武[illegible]よ[illegible]大[illegible]家よ[illegible]
[illegible]て大[illegible]陶器の四[illegible]

一
七五三の祝[illegible]を世[illegible]ぬ人は[illegible]祝よさい七五三
の祝よさいの[illegible]の思[illegible]
七五三[illegible]の数[illegible]七五三の祝[illegible]
は[illegible]七五三と云は[illegible]三は武三[illegible]祝[illegible]
[illegible]五と[illegible]ふ五[illegible]初鮭[illegible]
鮭[illegible]五[illegible]深者[illegible]三鮭[illegible]深者[illegible]三
鮭[illegible]物[illegible]四鮭[illegible]麦ひやむぎ[illegible]むぎ付[illegible]

[illegible]者[illegible]五鮭[illegible]又[illegible]者[illegible]右の
腸[illegible]組付[illegible]七[illegible]仮湯つけよ七乃
祝[illegible]
仕[illegible]
丁[illegible]

一仮の湯を世は[illegible]を[illegible]武[illegible]
[illegible]人へ[illegible]
あ[illegible]毒[illegible]
[illegible]
[illegible]湯[illegible]

湯の分量して初めて湯を[illegible]
此説人[illegible]
[illegible]湯よりかきて[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一麻厨牛[illegible]
人[illegible]伸地を[illegible]
[illegible]厨牛[illegible]伸地
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
の麻[illegible]
[illegible]
六角[illegible]
麻の[illegible]
青[illegible]黄[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一食法ニハ物ヲ依ク食ヲ法
ナリ古ヲ法ヲ云ヒ徳ヲ大郷ヨリ治左府
今向給之時如法ニ今食給ヲ事畢ル之後別足
之食振見習ハントテ人々群寄リ見ケレハ繼目ヨ
リハ上ヲサツケテ切タリケルヲカヾリ名方ヲ
一口今食給タリケリ大臣大郷トハ大臣ノ大郷トテ大
大臣ヲ正客ニ招キ其外大中納言ヲ相伴ニ招郷應セテ
ル事ナリ其時正客之大臣ヲ尊者ト云徳大寺殿ノ大臣ノ大饗ニ
宇治殿尊者ニ参リタコトヒ也別足トハ鷹ノ捉ル雉ノ服是雉
ヲ云也是ヲ別足ト云事ハ故事有今略之雉ハ必ヤキ鳥ニスル也
の燒ものを食振を見習ハントテ人々の集て振のり
たるを打切てかのくひおをを見てるを也

古の人ハ礼儀品実をもとひしるを以て
見習ひしを也今世の人ハ風俗かろくしを異方
さき智恵のみして食和のくひ振の法をしらすハ
あさ笑ふ人多し世風の衰へ行くを也又古今
芝ヲ集巻十八 饗食部云 柚を切るハ盃的ニ隠ヲ所の
者知之盃を吞ル人必ヲ皮吞ヲ仕ヲ之ヲ
のこ振きをと見ル一度盃ヲ受ル一度家ヲ
云ヒ古ハかゝるのみも法あるし考へ見ル
一黄ヲ多ヲ古ヲ黄ヲ黄ハ鯉ヲ黄 鯉ヲ黄
既しヲ仁徳ヲ皇の法ヲ巻酒云ヒ人書

法のひ姓〜たり薩摩を雅とそ〜しもるの
して有〜也故に雅のそ〜〜〜〜雅みのるを雅と賞
歌を所ハ此の〜之鯉を賞歌を所の鯉ハ雅〜滝右衛門右
よさのられハ他〜て雅と〜〜〜〜

武家方にて[illegible]
[illegible]
[illegible]

寺一書籍巻帙香炉香袋等を第次第に新たに
新たに作りて色付せよ重物定まりて紙
まで物物ともあれども色付せよその
るようして用色き物をとりまたたく
その命あり小さき大くとも仮料紙の第色
紙雑用物ともとも一香炉香盆
香合沈香香瓶少香箱の紙香を用ひき具を
多重色一袋紙とあるとも楽器とるよ重へし
その物と重合をもるよ色用ひき物をとりて
重色一蹟れもとあるいとも仮色に入用

うて有べき物をもよ重色へとも世にもとうし
思ふものかうり紙の法ともそいかにもよ重へしかれ
かうこよ重色一と重物も重ものもかうこ定まる
法あるうてかうこ不学ある人あるいなもの
人のまうるくこと上式二の紙の蹟れの時えかり小変よ
重物ともて移り移れいとも入用ともて色
へ領先こ後別よ書こなるうこ色を作て色の
物と重るものきるうこ物是紙は蹟れの
時こうし作色変よ重うあし思ふんて詩よいなの
えうあこ作きこと又かの古紙こと和ふとも

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

その上より刀の下緒をめくるを手綱の緒と村濃なるを
四方とも大針小針さし黄くとぢて十文字よかく
ゐる四面ハ常のめく様なれ一面ハうすく成し四角ハ
さし金の緒をかうして総よりもるくなるを付るも
行儀也上刺とも云代の色も上刺しすれ共式し
申ハ黄なるを世上ハ多くあれ共ハ赤かるを拵
先ハ公世江戸よりはやりそれ行者の上さし代の法式
多ハ修験をかくして女さし男さしとも云さし様あり
なる安流へも四方とも上さし代を用るもあり いづれの流
より先上さし代を拵るもまたそれて唐長の
ひたくりの様行として行ものとかけて衣被を被て

被申ゲそれも申して衣被を入ふ名を仰付
てかの被行ハ代へ多れい被笠とも名付ていされい
被笠ハ近世如来ゐる物ゑ紙ゐる被笠の緒乃法ひ
申ハ古法の秘伝ありたるとも此の安流を
はゝかり申ハ有てこれを作仰する人も未ちひたる
智恵なき人し世よハ多くあれいあるものゑ
一支也 簑笠も被笠も如来
一扇ハ浮打沈打の二ツあり浮打ハ扇のさきを
ら沈して廣かりてあるを也俗ハ市廣と云又中啓
と云名ハ蝙蝠と云 古ハ かんりうとも かうとも
むくし 時隔の間を中ゑ扇を

俗姫 由河海抄ハ
尼ノ俗ニカウモリ也 沈打とハ竹ノ扇の古記
ヤリてひろかりさるものをいふ也 浮打 沈打 紙の名也
はるの年人ノ上ニ扇を持給ふ事ハ上古ノ
制禁なりし 續日本記卷廿四廢帝ノ記ニ曰天平
宝字六年八月丙寅御史大夫文室真人淨三以二年
老力衰一詔特聽宮中ニ持扇策杖とゝ云ふ扇打
ゆるされ給ふ也 後又重して
扇をもちゐる礼ゝ有しかや男ハ檜扇婦嬬女ハ袙
扇を懐中ハ打ひを礼とせり 日本人の常ハ袴俗
ゆゝ扇を常の代ハ用ゆるなり故打也

巻五ハ扇を常ハ用ゆゝ事ハ唐ノ風也 同巻
十四ハ扇を常ゝ用ゆゝ事ハ唐ノ風也 同巻
巻ハ物語ハ扇ハ常ハ用ゆゝ事ハ 此外同
書所ゝ見ゆ 扇ハ竹ハ皆を人の常ハ用ゆゝ
先ハ檜ハ也 扇ハ竹ハ むらさきの色ハ中ハ用ゆゝ
ゆゝ也 ゆゝ扇の定紋也 扇を常の代ハ用ゆゝ
正ゆゝ也 中諸大名ハ康成ノ記ニ云 慶長年中
扇を常ハ用ゆゝ 元和元年也
ゆゝ扇の代の也 扇方ハ
古家 面ハ用ゆゝ 扇方の元に

[illegible]
自由堅急の為よりあらはせる物にて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

たゞ平氏ハ源氏物語をのみ愛玩せり
なり

一京竜中元のごとく室町永の比までハ刀ハ
長又近代の物と室町永の比迄ハ腰刀ハ大小代
付ごとく有し也大小代ハ日本武尊ハ大小代
中長ハ比大小代袋の変化なり　京流ハ古
もとより物なれ共腰ハ佩ハ物よりあり次大小代
分ハ方もなりよりて高さ高さなりの意味也堀条
なりとも考ふるなり長ハ異国より渡り物なり
唐人の京美京国と又ハ竜也又同じ物なれ共太き重

第もあり長ハ薬師なれ共同じ炮薬を入る物也
此二色ハ此方なれハ遠祖の作なれハ腰ハ
佩ハと名ハ長代なれ共第を入るハ腰ハ
此物若し信長秀吉なりの比軍中の用意ハ這ハ上等
ハ付ハ物なれ共物なれ共太き長ハ
能年変此代変遷ハ物あり年度此代ハ
ハの物ハ作ハ物也室町度ハ比腰中へ刀ハ大
小代付ハ長ハ物なり老人病者なりハ長を入るハ
清光室中ハ付ハ由宗五郎ハ長ハ清光ハ
腰ハ下げハ物なり物ハ別禁也今世の人京竜中

意を佩きても革を入るゝもあるべし作り手の器をとて
あるべい人よりえせく清ほ角きの為のゝ佩るなり
日用の具まして浮草なる徒へ
一京物ゝ古代いろの人こい車より京ゝ武家の信ゝ
き人い乗ゝ京ゝの外の人ゝ世い家
れも少ゝよい車ゝ京ゝ武家ゝも少ゝよい乗ゝ
京ゝ有ゝ常ゝい京物ゝ
あゝ凡人の京ゝて行角きゝ物ゝ
源氏物語ゝい象のゝを重賢ゝ京ゝ
馬も京ゝ物ゝ

あゝ物を今世の京物ゝ京ゝ
ふ書ゝ又ゝ竜ゝ物ゝ竹ゝ
のゝ又あんゝ物ゝ
ゝ也又字ゝ物ゝ
の部刑罰訟の笞棰槖の二字を
笞棰槖上ノ音鞭槖名 阿美以多 編竹木為槖也
阿美以太ゝ後ゝ
ゝ物ゝ也和名抄ゝ
ゝ刑四討刑四討トハ罪ヲ人ヲ
古代弾正臺

囚獄司にて死の者人犯人を法に屈服へ伏せられて行はる
その犯人をあるべき所へ引あるべきの犯
犯人を牢屋より町を行所へ引あるべきの犯
人をとりこしあるべきと行と回報申べき也
又古戦場にて底を掘るべしとあるべき
て埋べし也太平記巻十五 義貞伝 建武三年 より伊達南部二人と
貌を屈し夫より中宮二人と相具きせるべ
のせて中宮の宮殿を先にせ中宮の道小条中宮道
輝よ宮殿の宮殿を帳をよりに侵し法式乃
兵の負て出へ埋の所にして武蔵へ行べ

ふるべし又吳服の者家あれば朝倉の清水寺 さてあるべき
小行べしこれ偽よあんべきとあるべきもの
かきのせて宿所へこそ埋べしとこれと見えべきの
あんべいの世のあんべいは碧の所べ今世の
行んたよは屈あべ古のあんべ屈あべ
知べ 太平記巻十六 義詮 奢侈の条 文中元年 引べ
てさしも長き夏の日も暮ぬ酒を呑くいたきよせ
させんを取ていあべ小運せ所の責べひとあ
石を行べべてさべせべあべをこれい上の屈称い
べべして人べ世のつべ者べ風俗物

なる所にて、のうらへ振い作りて、銅にて人の世の事
を象徴ることのごとくにして、やゝ長き形なる人の
あるべい、ゆいたるをのせたこびゝ或い犯人を負人
をもとゝ世にてゝものゝをを後ゝや孫にて添へて旅人杯
と言ひたるものゝ世にて人の形を象徴る竜とゝ物如へ
其事象を視て漸く小意味を知るゝ世のいのんたゝ
いんゝにもゝ物ゝ知るゝ物ゝ知るゝ物ゝ知るゝ
宗教とゝ物ゝ知るゝ物ゝ知るゝ古代のあんだゝい大ゝ吳る
製ゝたゝわゝ婦人の宗教ゝ竜絵
なゝとゝゝゝゝゝ紙ゝゝゝゝゝ

あゝ又御祓として圓の形にて包ゝゝゝゝゝ宗の宗
教い遠隔にて包ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝい獨ゝ行祓ゝ祖ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
竜ゝゝゝ逆風を使へゝゝゝゝ宗教とゝゝゝい義を
ゝゝゝ付ゝゝゝゝゝ上御馬ゝゝゝゝゝゝゝゝ宗
教としゝゝゝ古代のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
宗教の元祖い犯ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
宗ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ

代迄いかゝ[illegible]布の袋に入れおせ也 武家ハ白
かさ袋を和もちるハ[illegible]方ゝ[illegible]を家ゝて おせ
ナリ 此色ハ[illegible]人ハ[illegible]の布の袋代也 家五位小
足人ハ[illegible]日てゝ[illegible]ハ[illegible]
四角の中へ[illegible]
入[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 桃灯ハ[illegible]上ハ[illegible]
いゝ也又ハ燈を用ゆ[illegible]
ハ鎌倉慶成氏正月五日[illegible]

例を記して續松二丁ハ燈一ツ[illegible]
松ハ[illegible]也ハ燈ハ[illegible]用ゆるあんとんなり首ハ
夜ハ[illegible]
[illegible]ちんの桃川記ハ云桃灯ハ[illegible]桃灯ハ[illegible]
桃灯ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

なりて毎もてちんをもちゐ毎日永源院
辛酉三月毎日光源院殿魔を三好筑前守宅長享へ
出成る記よりちもてん二かけて殿ゝ出仮小
屋をもつくる

進物之部

一進物よ伸炮を添るる古い者て有きる也古をなる
る也今世も大刀目録よい伸炮を添ふるゝ兄
よのと古風矢ざる也後代に風俗変病なるものいとし
まて毎ゝ毎ゝ変ゝされと世上書く法のゝく
ちゝ毎ゝ毎ゝ変れい世よ使ふ変ゝ有を毎ゝ

一格者る古代室町殿ゝ氏格者て人よ送ゝ
ちを奥を書焼をして れよ書ゝ生奥をい奥
物ゝよ又荒物ゝを書状注文をよい奥の名を
書ゝ今世い格よ生奥を添ふを格者とい毎ゝ

一婚礼の文乃を物い格る様よ人ゝ世平き格のよる屏
古多品ゝをゝ有ゝ古代有きゝ抑格い抑の本
そ他ゝ有方よ色を付る物也ゝ有て他ゝ平き
物ゝ有ゝ須古ゝ格よ文字をゝ毎ゝ格よ文字
書ゝい無沙汰をして毎ゝ毎ゝを使い武家よ有ゝ
毎物ゝ注文の古来よい抑弟有ゝ毎て格の字よい

[illegible]

又同之

一 婚礼の式[illegible]古い[illegible]舞[illegible]送[illegible]後 男の方
[illegible]も人[illegible]の[illegible]
[illegible]菓[illegible]用[illegible]布[illegible]家の[illegible]
れも[illegible]人表向[illegible]風[illegible]也

一 菓[illegible]の[illegible]菓[illegible]
[illegible]段切[illegible]人又[illegible]故の[illegible]
[illegible]の[illegible]菓[illegible]の
[illegible]忘[illegible]

一 人[illegible]代[illegible]
古い[illegible]用[illegible]慶長の[illegible]小判
小粒[illegible]古い[illegible]代[illegible]今世[illegible]
に[illegible]
書[illegible]
菓[illegible]書札の[illegible]
一 方[illegible]代[illegible]世[illegible]方[illegible]代[illegible]目録[illegible]方
一種[illegible]
板[illegible]世上[illegible]院[illegible]
刀一種 正宗 [illegible]馬一疋 [illegible]代[illegible]

たてまつる又使たる（今世たてまつるカトゝ云）馬代今れいの如く一疋ゆきて
とゝかゝ書て右の紙背にかゝる代い
多月三ヶ月も五ヶ月も同しの月ゆ百疋若い為之
一右馬代の月ゆ表書き之元山巻者表をして
その月紙を返すなむかいたきまつる或ハ伊勢ゆ
参院のおいとゝ長をして返さ
るべ也右馬代ゝも又ゝのゆ
とゝ別しゆもて書ゝ

書れゝ部

一書れゝれゝ世い古式用られゝるゆ多し右ゝ右ゝ遠

しゆ多し拾文し古式い紙一ゝ
ゝ表ゝ巻ゝれを礼紙ゝ
して包むれを表巻ゝゝ
今ゝ礼紙多之礼紙
ゝ巻ゝ世式の表巻ゝ
世式のゝゝ世の拾文い
状の所牛ゝ拾ゝ之人ゝ世
ゝて古式ゝ表向礼紙ゝ用ゝ
ゝ文ゝ中ゝ孫ゝ
書のむゝ男の状の所

状にて色用ひるものなり也 東鑑に一に法華経
一 判にする判にふる名目にて
今六月廿日康清帰洛中略被加御筆御判ヲ云々
毛詩抄に判のことを也 判にて云ふ俗の名目にて切の名
にて也 押字にも花押にも也 官職補任等也
別判にて書にて也 名字の二字を略して書よし
多のものの仮名にて切也 切にて吉部秘訓抄云
勅牒可加草名近代真名也 又云吉書ノ署ノ事
中少辨次第云内侍第二加草名正文加草名ヲ云
毛にて文書にて文書の紙にて有るものをいふ

押字にも書にて名字の字を略して
字形を異形にして
にして押字にて也 又は形異形にして花や
かにして花押にも也 古人の押字名字を二
字に横にして 古人の列いにて也 又名字を用ひして
別に人にのみにて押字に似たるものの形を
似て用ひあり 花押 故押字にも

尺ニ成ル事ニ又刑の字ハ一文字を書るゆへ国
明天祖ゟ始ル伊勢長崎ニ東福寺ゟ三文
多ク用ゆるハ元尾張の市刑ゟ市ゟ一文字を
近世の人の刑多く市ゟ一文字を書ル也若ゟ子
めく古人の刑ゟ旨ゟ字を用ゆる也ゟ穴
刑ゟ白の白きゟ色の殺ゟ多ク用ゆる近世ゟ穴の殺を
かゟ人行ゟ人ゟ重ゟ定ゟ殺ハ陸ゟ左ハ
とゟ性ゟ人ゟ人ゟ人

小文を記して中臣祓の書を
紙にそへ給ふ

祝御祓

一祝とは神をいはふ也元服式礼
始てそなるをいはふ冠を結へなをして祓礼
をなして神の助けあんとて祈る事なり神国の
内法なり

一元服とは元はかぶりを也始て首に冠をはしめる
也元服とは後は才にはなるをさいはを刺なるなり也古代の人は
さいはを刺なるなりして切髪をもつ中

刺そなるなり髪を結てうしろへなりて垂て垂
髪の先を肩のうしろへ切なり髪の先
を切て婦人のごとく切髪よりもなを髪先
ふとりて為極と成るは多分は髪の先を切なり初
元服なるは元日加冠の後髪の後にして役人二人
あり是髪の人事なり髪を四人重なる如く手き
糸組の緒にて結ぶ髪を結て頂の上に髪をして十分
之刺なるなり髪のみにてかなるなり結ひと
髪結者の後を結て花色をいれて結て笄カウ
とふこかなるなり抑の枝をあて髪を

一東すきやうの[illegible]
[illegible]加冠の人元四[illegible]
元四[illegible]
元服[illegible]
[illegible]加冠[illegible]
[illegible]
[illegible]

使ひ[illegible]

一結納ハ古ハ[illegible]度の息女を妻より[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]又[illegible]
と[illegible]古ハ[illegible]
男[illegible]使[illegible]進物[illegible]
[illegible]
書[illegible]
進物を送る[illegible]男の方[illegible]
[illegible]
一三ッめの饗[illegible]

使ハ[illegible]饗を先の方[illegible]女使して母君の方へ送
[illegible]饗[illegible]
[illegible]
[illegible]
又男[illegible]饗を送[illegible]
ハ源氏物語[illegible]
[illegible]
一婚礼の中[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]

時も[illegible]右[illegible]い[illegible]物の為よいあり[illegible]神へ
[illegible]供物[illegible]祝とふい神を[illegible]
右[illegible]供[illegible]物[illegible]庖丁人の[illegible]
[illegible]却去の[illegible]実よいあり[illegible]庖丁人よいか[illegible]
一年賀の祝の[illegible]上[illegible]有[illegible]
巻十[illegible]仁明天皇紀[illegible]嘉祥二年冬十月辛巳ノ
朔癸卯嵯峨天皇大后遣使奉賀天皇四十宝算也
其献物黒漆平文厨子十基鱸粉云ヒ四十宝算卯本ニ作ハ誤也世ハ
卅ノ誤也献物厨子十基ノ外多器也今略之也　以文[illegible]
相造乙女の巻よ[illegible]
[illegible]

事六条院造作[illegible]
[illegible]
[illegible]

人々文よりたゞすよ及ぶ次

一今世喪服の事の説とて主親親族方より如何の喪
を蒙りたる人々返礼あるべきや古代喪の説とふるべ
き事なるべし也あるべし世の風俗地方のふかしかたく
古代の事をもとめ人々元服地やえ服しまいるべ
い左様あれともふんそ地やふんとしまふるべい免
たくしきんそ喪よりもあるべ地のきるべ

山事之部

一服忌とふるべ服い衣服の彼之死に多人を悲しむの
者い素服とふるべ麻布と黒染して深て
えるべこの色をよい色とふるべ
と彼者ふるべ空の日数経ては彼を忘れ人
いまを世武家ていい素服とふるべ服とふい伝
のるべんそ次多種ふるべ思ふ人あるべ記也
忘とふい神ふるべ服をとるべ上古よい忌彼と無へ
いふるべ忌い神ふるべの朝ふ係ふ死穢と忌て彼
者をば除ふ彼者い服のあんかきふい神ふるべ伝
ふて別ふ忌の日数とふるべかなりし也上古の書
小忌の日数とふるべ元次上古い服伝して服しの数の

定あり仮い眠也禁中よりお付きのものいとまを給はるの
あり葬送のことのハ葬送ことのことしてさてて
出るをいとまとして時を待也彼の日数のハ
葬送今よりハ仮寧を給也今よりハ
上部兼俱の書れし神祇官今ハ彼所のものあり
その時ハ世の忌のものを服とて彼忌を
いるハ中古年号のなり
一
勝中のなを世俗中云ハ喪中のあやまりなり
なの名引ことを喪と喪ことやまれ
ども猶ことふいなきなり今世俗中凡ても忌

中凡ても云て忌あるへのことく野辺送ハ
おくる送ることのあるその後とものを更あるを服中ハ
なとを為て返礼ものを更あるを服中ハ
を更ることのをいさもあるへし他人ハ方く忌中の
稱ることなくて製ものを物ハ忌あけて
祝れを返礼きなり
一
院号のなり死せる人の諱を院号をなるの天子の出院号
いふなり摂政関白大臣ハ法号或いハ号を
号ものの芸能ハ法号ハ法号を建立せられ小
仏を院号あるを角とくその寺院をとて建てられ

これを建らるる者は他の人なれども建てられあるを法
しるる院とも成いまは何寺何院と称せざる
寺院をも建さる人まいかるは院と号いあるは
屋号に依堪能の人たれよあるとも大家の人
寺院を建るもしも院の号をなく称せる也既ふ
世に稱する院号を称せるふるまいあり近世な
みてふ早稲とも今銀と等価よあるべく
所号をれいち僧これ院号を授るまるれり
一雑進とも智恵海とこそ百二雑進一三ハ身人精進
為小と二三心ノ雑進ノ為大トこそ小雑進ハ分を

雑進を為也大雑進ハ分を雑色をるく雑ハたるけと
よる進ハまるまるもも弟を曰けるるめ
分をも法くいるたしてんも方も仏ものまる
進えて退き意ふるるまるきをふる他の雑を也
俗人も先祖を奠るよ大のこるハも方も法浄
まして知るのるまるるもを雑をとる也
先雑色とる俗人のるの知ぬ人ハ奠を養
まるるまるじかるを雑進と曰ふハあやまる也奠を乃
新ハ血肉ハ為るるているとるかるるる
るれいられを食ぶるもしるの雑色の四乃一ふれた

雑色いこの一るよかきりゐ[illegible]はいあ[illegible]又[illegible]う
[illegible]ゐ雑色[illegible]れいも者の法[illegible]ゐ[illegible]思
い法人雑色いゐ[illegible]たくし[illegible]ゐ[illegible]もゐ[illegible]
又近年江戸[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]死[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ

ものたるよい悪いやしきもの
こゝあり

一秘事とゝゝる事あり一よいものをゆるくせんゝ
ゝる時ゝ為ゝやうく伝へ秘するゝ
二よい物の師匠ゝ人ゝ中ゝのものゝこゝをうかゝいて
秘するを伝へゝゝもこゝ秘するいゝを用いよを
伝へられい上達ゝ朝を伝て秘するゝこゝ
てもゝゝるゝゝれゝ家ゝ伝へゝゝ人のきびしくい
伝へ先ゝ他ゝもゝゝるゝゝれゝとゝゝゝるゝゝむ
きゝゝて人ゝ次秘するゝよい人あゝれ

ゝゝゝ家ゝ知ゝゝを先ゝ伝ゝゝんゝゝの師匠さ
に秘秘ゝゝゝ

身よハ之又世の中変なもの事ハ
の人の為ハ[illegible]
[illegible]て[illegible]天下之宝と[illegible]
[illegible]近世ハ[illegible]書籍をハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
人を少人とも

一 人と安吉を同じ国ハ[illegible]人よハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

用い給ふ

一武家の古実書毎よりこれ多く近世の人の
妄作にして多偽書と皆古書を合せ杖柔尺寸
和記藤九郎信長記川角太閤記等近相秘記これらの偽
作妄説なり又桂秋斎なる者武家古実同
作駆馬故実なる書武家なるものとして委しく
多くものとして妄説を記しものもの定町殿記
とかいふ字にて書しものを弁諸説を集めて偽を
回名にて平仮名にて書るにて是小実記也又室町記
ふるこの字にてかるものあり是も立家也近世偽書

多くなり毎に古書を多く尺角の眼よりあらはれ
彼偽書多くなりかゝるこゝ殿くしたもとん色きを
古代の中もその時代くの関係を又その時代くの
詞をその時代くの文和あり偽書を作る人は是を
もとして今の関係その詞の文和をもとき
旦或い年号人名引きの時代をのおのの遠きこれら
を偽作あり或いは偽を作る人心者
悪所が所ばかりなる者多く偽い必
あるものこの如い海免作しも色
右一冊は人世記京書きあるものの

京と考へ記して孫に教へ書きとどめ置くこの秋の日よ

書きたれば書きとどめ置く秋草と乞ひ求めつつ

安永六年丁酉九月廿八日　伊勢平蔵貞丈書

あきくさのさきのゆくすえかなしさ　乃天

ものがたりもせん秋草乃

四季とぞふる花のいろ〳〵

右之句八未春より起筆首尾三年半〳〵と延引ニ成ル